

要介護認定について

介護保険のサービスを利用するためには、要介護（要支援）の申請をして「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

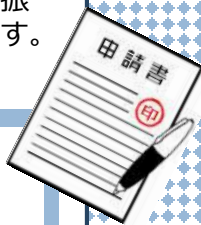
申請から認定までの流れ

1 申請する

申請の窓口である長寿介護課または各支所地域振興課・各出張所に「要介護認定の申請」をします。申請は、本人のほか家族でもできます。

申請に必要なもの

- 認定申請書
(窓口にあります)
- 介護保険被保険者証
(40～64歳の方は医療保険の被保険者証が必要)



2 要介護認定審査

申請後、訪問調査が行われ、その後、公平な審査・判定により介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

■ 訪問調査

本市の担当職員が自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族や居住環境などについて聞き取り調査を行います。

■ 主治医の意見書

本市の依頼により主治医が意見書を作成します。
※かかりつけ医がない場合、新たに受診をして、かかりつけ医を決めてください。

■ 一次判定

訪問調査の結果や主治医意見書の一部がコンピューター判定されます。

■ 二次判定（認定審査）

一次判定や主治医意見書などをもとに保健、医療、福祉の専門家が介護の必要性について審査します。

3 認定結果が届く

認定結果は、申請してから1か月程度かかります。

● **要介護（介護1～5）**
介護給付（介護サービス）を利用できます。

● **要支援（支援1・2）**
予防給付（介護予防サービス）を利用できます。

【 非該当 】

要介護や要支援に認定されなかった人

介護給付、予防給付は利用できません。

● 一般介護予防事業を利用できます。

● 事業対象者は介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

※地域包括支援センターに相談してください。

要介護度について

要介護度は、要介護認定申請をされた方の心身の状況について審査を行い、どれくらサービスが必要なのかを判断した上で7段階に区分けしたものです。認定された要介護度によって、受ける事ができるサービスや支給限度（サービスの回数など）が異なります。

	要介護度	心身の状態	サービスの水準
予防	要支援1	食事や排泄はほとんど自分でできるが、身の回りの世話に一部介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回の訪問型サービス ・週1回の通所型サービス(デイサービス、デイケア) ・住宅改修、福祉用具購入・貸与、短期入所 等
	要支援2	要支援1の状態より、更に日常生活の能力が低下し、何らかの支援や介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回の訪問型サービス ・週2回の通所型サービス(デイサービス、デイケア) ・住宅改修、福祉用具購入・貸与、短期入所 等
介護	要介護1	立ち上がりや起き上がる際に支えが必要であり、身の回りの世話に部分的な介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> 1日1回程度のサービス ・週3回の訪問介護・週1回の訪問看護 ・週2回の通所系サービス(デイサービス、デイケア) ・住宅改修、福祉用具購入・貸与、短期入所 等
	要介護2	食事や排泄に介助が必要なことがあり、身の回りの世話全般に介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> 1日1～2回程度のサービス ・週3回の訪問介護・週1回の訪問看護 ・週3回の通所系サービス(デイサービス、デイケア) ・住宅改修、福祉用具購入・貸与、短期入所 等
	要介護3	排泄や身の回りの世話、立ち上がりや歩行が自分でできないことがあり、中度の介護が必要	<ul style="list-style-type: none"> 1日2回程度のサービス ・週2回の訪問介護・週1回の訪問看護 ・週3回の通所系サービス(デイサービス、デイケア) ・住宅改修、福祉用具購入・貸与、短期入所 等
	要介護4	排泄や身の回りの世話、立ち上がりなどが自分でできない、問題行動や理解低下が見られるなど、重度の介護が必要	<ul style="list-style-type: none"> 1日2～3回程度のサービス ・週6回の訪問介護・週2回の訪問看護 ・週1回の通所系サービス(デイサービス、デイケア) ・住宅改修、福祉用具購入・貸与、短期入所 等
	要介護5	排泄や身の回りの世話、立ち上がりなどが自分でできない、多くの問題行動や理解低下が見られるなど、最重度の介護が必要	<ul style="list-style-type: none"> 1日3～4回程度のサービス ・週5回の訪問介護・週2回の訪問看護 ・週1回の通所系サービス(デイサービス、デイケア) ・住宅改修、福祉用具購入・貸与、短期入所 等

【問い合わせ先】平戸市役所 長寿介護課 介護保険班

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

TEL:0950-22-9135 , 0950-22-9134